

《自著紹介》

畑恵子・浦部浩之編

『ラテンアメリカ—地球規模課題の実践』

(新評論、2021年、332頁、3,300円 [税込])

Raten Amerika: chikyūkibo kadai no jissen (Latin America: At the forefront of global problems). Edited by Hata Keiko and Urabe Hiroyuki. Shinkyōron, 2021.

はじめに

多様なテーマを扱った本書は『ジェンダー研究21』で取り上げるにふさわしいとはいえないが、私が執筆した章「セクシュアリティの多様性」を中心に、背景やその後の展開などをメキシコに焦点を当てて述べさせていたいただきたい。

日本で「ラテンアメリカ」から連想されるのは混乱する政治・経済、麻薬・暴力・貧困などネガティブな側面ばかりである。その魅力はせいぜいサッカーや音楽、雄大な自然、古代文明の遺産ぐらいで、現代のその姿を知ることへの意味があるのか、と疑問をもたれても仕方あるまい。学部生のときからメキシコの政治史に関心をもってきた私にいつも問われるのは、「メキシコ？なぜ？」。そのたびに「欧米の国だったら、こんな質問をされることなどないのに」と感じてきた。また学生たちがもらす「ラテンアメリカでなく日本に生まれてよかった」という天真爛漫な本音にも、確かにそういう一面はあるけれども、なぜ同時代に同じ問題に直面し葛藤している社会として捉えられないのだろうか、なぜ日本社会と照らし合わせてみられないのだろうか、というもどかしさを感じ続けてきた。

1980年代後半以降、民政移管を経たラテンアメリカ主要国では民主主義の定着に向けて和平、人権、平等などの領域で大きな前進があった。翻って日本社会は、とりわけ人権感覚のずれが甚だしく世界の潮流から取り残されつつある。それにもかかわらず遅れた国を支援し範を示す立場にあるという思い込みだけは変わらない。こうした日本への苛立ちから、ラテンアメリカの和平、平等、環境、貧困など現代の「地球規模課題」ともいえるイシューへの真摯な取り組みを紹介しておきたいと考えるようになった。そのような思いから本書では、核軍縮・核兵器廃絶、地球環境政治、社会運動と国際連帯、LGBT権利保障、先住民の権利回復、教育開発、貧困削減政策、宗教と社会活動、移行期正義、内戦と和平構築、麻薬戦争と女性の闘い、南南協力・南南外交、民主主義と資本主義の関係という13の主題を取り上げ、地域の地道な実践について論じた。

1. ジェンダー・セクシュアリティ

本書で私が執筆したのは序章、第4章「セクシュアリティの多様性をめぐる社会の変容」とコラム「ジェンダー平等への取り組み」だが、ジェンダー・セクシュアリティというテーマは私を本書の企画に突き動かした直接的な動機であった。そしてこのテーマに出会わせてくれたのは早稲田大学である。Waseda Student Competitionでの学生からの提案「早稲田に日本初のLGBTセンターをつくる」をきっかけに、「ジェンダー・セクシュアリティセンター（GSセンター）」が開設され、男女共同参画推進室がダイバーシティ推進室になり、「早稲田大学ダイバーシティ宣言」が公表されたのはご存じのとおりである。そのころ、ふとラテンアメリカの現状が気になった。調べてみるとアルゼンチン、ブラジル、メキシコのような域内先進国では同性婚が合法化され、同地域は性的マイノリティの権利保障において「パイオニア」と称されていた。

メキシコに関しては、知人のなかに同性カップルが何組もいたし、首都メキシコシティで2010年に同性婚が合法化されたことも、毎年6月にプライドパレ

ードが盛大に催されていることも情報としては知っていた。しかし特段の関心
がなかったためか、こうした社会の動きは、私のなかではマチスモ（男性優位
主義）というステレオタイプの陰に追いやられて、全体像を結んでいなかった。
しかしその現状を知り、これほどまでに社会が劇的に変わる要因を探らねば、
と思うようになった。いうまでもなく法制度と現実乖離しがちで、ラテンア
メリカでは私たちの想像を超えた少数者への非人道的な暴力が日常化している。
しかし法整備なくして社会は変わりえない。そして日本はそのるか手前で立
ち止まっている。

本稿ではまずラテンアメリカ20か国の概要を振り返り、続いてメキシコにお
ける性的マイノリティの権利とジェンダー平等に向けた最近の挑戦を紹介した
い。

2. 性的指向・性自認と国際人権レジーム

LGBT+（本稿では原則この表記に統一）と呼ばれる人々の差別なき平等な
権利についての本格的な議論が始まったのは、20数年前のことである。家父
長主義的異性愛規範が支配的な社会において、セクシュアリティの多様なあり
方などは論外で、「逸脱者」の社会的排除に疑問の余地はなかった。第二次世
界大戦後の人権レジーム構築過程で、ソドミー法の人権侵害（ヨーロッパ人
権条約8条違反）が認められるのは1981年のことであった。ゆえに同性愛は国
際人権の歴史で「おきざりにされた」「忘れ物」であった¹。議論は国連人権
理事会（2006年までは人権委員会）を舞台に行われ、2011年6月17日に同理
事会で採択された「人権・性的指向・性自認に関する決議」（SOGI決議）で
は、人権理事会はSOGIを理由とする暴力、差別を憂慮し、これを優先課題と

¹ 谷口洋幸「同性愛と国際人権」（三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法』2015年、
明石書店）pp.150-151。

して取り組むことが表明された。だが賛成23か国、反対19か国、棄権3か国という僅差での採択であり、欧米諸国と旧ソ連東欧・イスラム諸国を隔てる大きな溝を露呈した。さらに翌2012年には人権高等弁務官事務所が冊子*Born Free and Equal—Sexual Orientation and Gender Identity*²を発行した。こうしてLGBT+の人々も生まれながらに自由で平等で尊厳をもち、SOGIによるいかなる差別や暴力も許されないことが、次第に多くの国々の認めるところとなった。

ここで強調しておきたいのは、国連人権理事会でのラテンアメリカ諸国の役割である。SOGI議論の嚆矢となる2003年の「人権と性的指向決議案」を上程したのはブラジルであったし、その後もアルゼンチン、コロンビアなどが共同声明の提案などに関わった。その背景にあったのは、1990年代から2000年代にラテンアメリカで民主化の大きなうねりが起こり、80年代半ばまでの軍事政権下での人権蹂躪の責任追及と新たな社会での人権尊重が最重要課題の一つとなっていたことであろう。メキシコでは米国の影響があり、南米諸国ではスペインでの同性婚承認が運動に弾みをつけたのも事実だが、ラテンアメリカのLGBT+運動を牽引したのは各国の「人権意識」の高まりであったと考える。

3. 民政移管・民主化と人権

アルゼンチン、ウルグアイ、チリなど、ラテンアメリカのいくつかの国では19世紀末以降、政党政治が定着していた。しかしこのような国においてさえも1960年代半ばから次々と軍事政権が誕生し、その下で「汚れた戦争」と呼ばれる反政府的と目される人々に対する人権侵害が続いた。80年代以降、民政に移行した多くの国々で政党政治と市民社会が復活すると、軍政下での国家犯罪の真相解明と処罰を求める声が高まった。また民政移管後には憲法の新たな制定

² 日本語訳は、国連人権高等弁務官事務所（山下梓訳）『みんなのためのLGBT人権宣言』2016年、合同出版。

や改正が行われ、多様性や人権の尊重が謳われるようになった。そのなかに最初からLGBT+の人々への言及があったわけではない。しかし、80年代後半以降のHIV/AIDSの広がりにより同性愛者の存在が可視化され、当事者組織や支援団体により健康の権利や同性パートナーの家族としての権利が叫ばれるようになり、他の人権運動との連携も生まれた。2000年代のラテンアメリカ諸国では左派政権が誕生した。一般的に左派は市民運動とのつながりが強く、伝統的家族を重視するカトリック教会と距離を置く傾向がある。こうした政治社会状況のなかでLGBT+の人々の社会への包摂が政治課題となっていた。

4. LGBT+コミュニティを取り巻く環境

表はLGBT+フレンドリー度の高い順にラテンアメリカ20か国と日本を並べたものである。フレンドリー度は差別禁止法の有無、同性婚・養子縁組の可否、宗教の影響、憎悪、殺人、同性間性行為の死刑罰など17項目を数値化している。世界202の国・地域中、最高位はカナダ（13点）、最下位はチェチェン（-19点）だが、そのなかでラテンアメリカ主要国は上位にある。さらに9か国で同性婚が合法化され（世界では33の国と地域）、ラテンアメリカ人口の75%をカバーしている。また7か国で法的性別・名前の変更が無条件で可能である。寛容度は政治・市民的自由があり、社会経済的開発が進んだ国々で高い傾向がある。さらには2017年11月に米州人権裁判所³によって、コスタリカ政府からの質問に答える形で、性自認の権利保護は米州人権条約に含まれること、性自認

³ 米州人権裁判所とは、アメリカ大陸にある35か国（米国、カナダ、ラテンアメリカ・カリブ諸国）が加盟する米州機構（OAS）におかれた、米州人権条約（1978年発効）の適用・解釈を行うための独立司法機関である。ただし米国・カナダは人権条約を批准しておらず、2022年10月時点での米州人権条約批准国はラテンアメリカ18か国（キューバ、ベネズエラを除く）とカリブ5か国の23か国。そのうちラテンアメリカ18か国とカリブ2か国が米州人権裁判所の管轄権を受け入れている。（<http://www.corteidh.or.cr>）。[2022年10月25日閲覧]

表 LGBT+フレンドリー度・政治的自由・社会経済開発

国名	LGBT+フレンドリー度		政治・市民的自由		人間開発指標 順位	同性婚合法化	法的性別・名前の変更の可否
	順位	スコア	自由の程度	スコア			
ウルグアイ	5	10	自由	97	55	合法 2013	可 要件なし、自己決定 2016
コロンビア	14	8	部分的自由	64	83	合法 2016	可 要件なし 2015-
アルゼンチン	22	6	自由	84	46	合法 2010	可 要件なし 2012-
コスタリカ	31	4	自由	91	62	合法 2020	名前可 2018- 性別不可
エクアドル	31	4	自由	71	86	合法 2019	可 要件なし 2016-
ブラジル	40	2	自由	73	84	合法 2013	可 要件なし 2018-
チリ	40	2	自由	94	43	合法 2022	可 要件なし 2019-
メキシコ	40	2	部分的自由	60	74	合法 2015～*	可 2008～*
キューバ	46	1	自由なし	12	70	合法 2022**	性別適合手術後に性別変更可
ボリビア	58	-1	部分的自由	66	107	×	可 要件なし 2016-
日本	60	-2	自由	96	19	×	家裁の許可、身体的機能等の要件
パナマ	66	-3	自由	83	57	×	医療処置の後に可能 2006-
エルサルバドル	81	-4	部分的自由	59	124	×	×
ペルー	107	-6	自由	72	79	×	司法判断が必要 2016-
ホンジュラス	117	-7	部分的自由	47	132	×	×
ニカラグア	117	-7	自由なし	24	128	×	×
ベネズエラ	117	-7	自由なし	14	113	×	×
グアテマラ	132	-9	部分的自由	51	127	×	×
パラグアイ	150	-10	部分的自由	65	103	×	×
ドミニカ共和国	160	-11	部分的自由	68	88	×	×
ハイチ	176	-12	自由なし	33	170	×	×

* 同性婚は2010年に首都で合法化され、2015年に最高裁が全国レベルでの合憲性を判例で示し、2022年10月26日に全州での合法化が実現した。

**2022年9月26日、前日の国民投票で承認されたと政府が発表。

(出所) Gay Travel Index 2021 (<https://spartacus.gayguide.travel>) [2022年7月6日閲覧]

Freedom House, "Countries and Territories" (<https://freedomhouse.org>) [2022年8月5日閲覧]

"LGBT Rights in the Americas" (en.wikipedia.org) [2022年8月5日閲覧]

による名前の変更は外科手術やホルモン治療を義務づけることなく国情に合わせて簡易な手続きを設置すること、同性カップルの関係を家族として認め差別を禁止することなどを内容とする意見勧告が出された⁴。勧告は管轄権受諾国に対して法的拘束力をもつため、18か国が管轄下にあるラテンアメリカに関しては地域全体の明確な方向性を示すものとして理解できよう。

だが現実を目を向けると当事者は社会的に脆弱な立場にあり、生命の安全さ

⁴ 尾尻希和「米州人権システムとコスタリカにおける同性婚合法化プロセス」『イベロアメリカ研究』第43巻、第1号、2021年度、pp.7-8。

えも保障されているわけではない。法的に差別が禁止されても強い憎悪（ホモフォビア、トランスフォビアなど）があり、それが極端な暴力を引き起こしているからである。同地域は世界でもっとも暴力的差別が苛烈で、しかも国家が介入に消極的である⁵。LGBT+フレンドリーなウルグアイ、コロンビア、アルゼンチンにおいてさえもSOGIを理由とする殺人が多発し、欧州などの寛容な国とは対照的である。とりわけ殺人件数が多いのはブラジルとメキシコであり⁶、最大の犠牲者はトランス女性である。米州人権委員会報告（2018年）によれば、米州のトランスジェンダーの人々全体の平均寿命は35歳と短く、2008～2016年にこの地域で殺害されたトランスの人々は1654人にのぼる（世界全体では2115人）⁷。もう一つ、地域全体の特徴として指摘できるのは宗教の影響である。男女の結婚を神の秘蹟とするカトリック教会が同性婚に強く反対しているだけでなく、近年カトリックの牙城ともいえるこの地域で勢力を拡大してきたプロテスタント福音派の一部（evangélicos、エバンヘリコと呼ばれる）もLGBT+の権利承認に抵抗している。

このようにラテンアメリカ諸国にはLGBT+の人々に寛容な環境が整っているわけではない。しかし社会の対等の成員として包摂する努力は続き、それはメキシコの最近の動きにもみてとれる。

⁵ 人口10万人当たりの殺人被害者数は世界平均6.1に対して、米州は17.2で、2位のアフリカの13.0を大きく引き離している。フレンドリー度の順位にかかわらず、この地域では被害者数がエルサルバドル37.2、ベネズエラ36.7、ホンジュラス36.3、メキシコ28.4、コロンビア22.6、ブラジル20.9等々と尋常ではない。日本は0.3である。List of countries by intentional homicide rate (en.wikipedia.org) [2022年8月5日閲覧]

⁶ 上記の上位3か国の殺人のスコアは-1、ブラジル・メキシコは-2。202か国中大半が0ポイントのなか、-2評価は22か国にすぎないが、うちラテンアメリカ諸国が7か国を占める。Gay Travel Index 2021 (https://spartacus.gayguide.travel) [2022年8月5日閲覧]

⁷ “Attacks against the LGBT+ Community in Latin America Continue” 19 June, 2019, Open Democracy (https://www.opendemocracy.net) [2022年8月5日閲覧]

5. メキシコにおける法改正と最高裁（SCJN）の役割

運動や法整備を主導してきたのは首都メキシコシティである。2006年に性別を問わず同居するカップルに婚姻に準じた権利を認める「同居社会法」が制定され、2010年には同性婚が合法化された。その後、合法化の動きは他州に広がったが、同国の連邦制の下では、婚姻・家族に関する事項は州法で定められるため、進行は全国一律ではなかった。しかし2022年10月26日、最後のタマウリパス州で民法が改正され、全州で同性婚が合法となった。

メキシコのLGBT+を取り巻く状況の変化は、前述したラテンアメリカ域内先進国のそれとほぼ同じである。同国は軍事政権を経験していないが、2000年の政権交代まで70余年にわたり制度的革命党（PRI）による権威主義体制が続いた。1968年10月、首都ではオリンピック開催の10日前に、市民・大学生たちのPRI体制への抗議行動に対して政府が軍を出動し数百人を殺害するという、メキシコの汚れた戦争「トラテロコ事件」が起きた。その後80年代の経済危機で盤石なPRI体制にほころびが生じ、ついに2000年にPRIが下野した。このとき政権をとったのは中道保守（国民行動党PAN）であったが、その後PRIの再登壇を経て、2018年からは中道左派（国民再生運動MORENA）が政権を担っている。2000年以降のメキシコでは政治的多元化が実現し、様々な市民活動が活発になっている。首都では1997年から今日まで中道左派政権（民主革命党PRD、2018年からはMORENA）が続き、その下で同性婚や人工妊娠中絶などが合法化された。このようにメキシコの場合も鍵となったのは民主化と人権意識であった。そして最大の反対勢力はカトリック教会とエバンヘリコである。

改革の動きは国レベルでも起きている。1997年にはオープンレズビアンの下院議員が誕生し、LGBT+の権利について議会で論じる基盤ができた。2001年の憲法第1条改正では差別禁止項目のなかに「嗜好」（preferencias）が盛

り込まれ（2011年に性的嗜好に修正）⁸、2003年には差別防止撤廃法が制定され、翌年には同審議会が設置された。2011年にも重要な憲法改正があった。1条から29条までを括る第1章の表題が「個々人の保障」から「人権およびその保障」に変更され、憲法と並んで同国が署名した国際条約を人権解釈の基準とすることが明記された。さらに103、107条の改正では、行政機関による人権侵害の作為および不作為に関する訴訟を連邦裁判所が裁定すること、行政の正当な理由のない判決の不履行、不誠実な遅怠には罰則が科せられることなどが定められた⁹。2013年にはその施行細則である「新アンパロ法」が制定された。アンパロとは国家・州などによる権利侵害から国民を守る司法手続きであるが、行政の不作為に対して違憲性を問えるようになったことは、同性婚認可に躊躇する各州に最高裁が直接働きかける根拠となった¹⁰。

メキシコでLGBT+の権利保障を推進してきたのは当事者組織、市民組織と政党であるが、2010年代半ばからは最高裁の介入が顕著となった。PRI体制下では行政に追随してきた司法だが、改革を経て独立性を強めた最高裁は憲法の番人となっている。最高裁は2010年の首都での同性婚合法化を合憲と認め、首都での婚姻が全国的に有効であるとの判断を示したが、各州にそれ以上を求めることはなかった。しかし、2015年には「結婚の目的を生殖とみなす、および/あるいは男女間に限定する、いかなる州法は違憲である」¹¹との判例（SCJN43/2015）を示しただけでなく、LGBT+当事者からアンパロ要求がな

⁸ 他の法律では性的指向が用いられているが、憲法ははまだ保守層との妥協の結果ともいえる「嗜好」のままである。

⁹ “La reforma constitucional sobre derechos humanos: una guía conceptual”, 2014, Instituto Belisario Domínguez, Senado de la República LXLL Legislatura, pp.15-18. *Diario Oficial Federal* 06/06/2011.

¹⁰ 上村淳志「メキシコにおける同性婚認可における最高司法裁の存在感」（日本ラテンアメリカ学会第43回定期大会発表提出論文、2022年6月）。

¹¹ “Conapred reconoce avance histórico en la jurisprudencia de la SCJN en favor del matrimonio igualitario”, 12 junio, 2015 (conapred.org.mx) [2022年9月10日閲覧]

されると、州法の改正を積極的に求めるようになった。結婚を生殖と切り離す判例は同性婚を前提としているが、それだけでなく多様な家族のあり方に道をひらく可能性をも秘めている。

同性婚の件数は2010年689組（女性間309、男性間380）から2018年には3359組（女性間1870、男性間1489）へと増加し、2016年からは女性カップルが男性カップルを上回っている。また地域別には首都が半数を占める¹²。2018年の結婚総数50万件、15歳以上のLGBTI+の人口比5%¹³というデータから単純に計算すると、結婚を選択する同性カップルはまだ少ない。その要因については精査していく必要がある。

6. 2021年の下院選挙とアファーマティブ・アクション

もう一つの出来事は、2021年6月6日の下院議員選挙で少数者に対してアファーマティブ・アクション（以下AAと表記）が試みられたことである。選挙の主管は国家選挙庁（INE）であるが、INEも独立機関として連邦選挙裁判所（TEPJF）とともに選挙の正統性を保証してきた。INEは「2020-21年選挙手続き」において、先住民、障がい者、アフロ系人口、海外居住者・移民、性的多様性という歴史的に差別を受けてきた5つの集団に初めてAA枠を設けた¹⁴。下院選挙では1人区（全国300区、300議席）と比例代表区（5地区、各40議席）の計500議席が3年ごとに争われる。性的多様性のAA枠として、各党は

¹² “Aumentan matrimonios entre personas del mismo sexo”, 23 octubre, 2019, México Social (<https://www.mexicosocial.org>) [2022年9月10日閲覧]

¹³ 人口比5%、500万人の内訳はバイセクシュアル239万人、ゲイ122万人、レズビアン49万人、その他の性的指向52万人、トランスジェンダー／セクシュアル32万人、その他の性自認59万人。国家統計地理院（INEGI）ウェブサイト (<https://www.inegi.org.mx>) [2022年8月25日閲覧]

¹⁴ 先住民に関しては「2017-18年選挙手続き」で実施された。また海外居住者枠を除き属性は自己申告。

1人区で2名以上、比例代表区で1名以上（候補者リストの上位10位以内）の候補者を立てることが求められた。結果、117人（自認する性別は女性64人、男性53人）が立候補し4名が議席を得た。選出議員は女性4名（トランス女性を含む）、1人区1名・比例代表3名、新任3名・継続1名であった。議会に占める比率は0.8%でその代表性は十分とはいえず、候補者に占める当選比率は3.4%で、5集団中最も低かった¹⁵。だが「時間不足」を理由にAA導入に難色を示す政党から合意をとりつけ、実現させたことはまさにINEの快挙といえる。だがこれはあくまでも2021年6月選挙での試みであり、今後の成り行きは注視せねばならない。

メキシコでは差別防止撤廃法5条において、AAは機会の平等を促進する過渡的手段として認められている。そしてこれまで政党にはジェンダー・クオータの履行が義務づけられてきた。1996年には各党候補者において一つの性別が占める割合の上限を70%とすることが推奨され（2002年義務化）、2008年に60%に引き下げられた。2014年には憲法改正により要職でのジェンダー・パリティが定められ、さらに2019年には選挙で選出されるすべての公職にジェンダー・パリティ原則が適用されることになった。これまでは男女比率を法律で定めても政党は逃げ道を探し、期待される成果が得られなかった。そのため2019年の改憲では「すべてにおけるパリティ」が明示された。その意味で、下院だけでなく州知事、地方議会など、2万をこえる議席が争われた2021年6月の選挙は、真のパリティを目指すメキシコにとっての正念場であった¹⁶。

下院選では、一人区、比例代表区ともに各党は女性候補者を男性の同数以上

¹⁵ AA適用となった5カテゴリーの立候補者は972名、当選者は65名（性的多様性4、アフロ系6、障がい者8、先住民37、在外居住者・移民10）。INE, “Resultados”, junio 2021, (<https://igualdad.ine.mx/wp-content/upload...>) [2022年9月10日閲覧]

¹⁶ メキシコのジェンダーギャップ指数順位はもともと低かったわけではないが、2021-22年にGGIは34位から31位に、政治的エンパワメントは18位から15位に上昇した。World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2022*, および同2021。

とすること、一人区の候補者（正副）で正が男性である場合には副は必ず女性とすること、5つの比例代表区のうち3地区で候補者リストのトップを女性にすることなどが定められた。その結果、当選議員の男女比は一人区53%、47%、比例代表は50%、50%で、下院構成は男性51.8%、女性48.2%とほぼ均等になった。さらにこの選挙では女性への政治暴力の抑止策として、候補者はDV、ジェンダー暴力などの前歴がないことを宣誓せねばならなかった。また15州の知事選では各党に7州で女性候補者を擁立することが要請された。この結果6州で新たに女性知事が誕生し、計8州の知事が女性になった¹⁷。

LGBT+などのAA枠に関してもジェンダー・パリティが適用された。その際にトランスジェンダーの人々は自認する性が尊重され、ノンバイナリーの場合は性別を問わないが、各党のノンバイナリー候補者は3人までとされた。このようなジェンダー・パリティの取り組みには瞠目するしかないが、他方でミソジニーに基づく暴力行為、とりわけ殺人の多さには目を覆いたくなる¹⁸。女性の単なる殺害（femicidio、英語のfemicideに該当）ではなく、女性の身体・生命を支配しようとする家父長主義的価値観や当局の不介入への批判を含めたフェミニシディオ（feminicidio）という新語が一般的に使われているほどである。なぜこれほどの法制度と現実のギャップがあるのか。この暴力性はどこから来るのか。暴力があまりに酷く日常的すぎるために、不釣り合いとも思えるほどの進歩的な法改革や試みが行われているのか。制度と現実の乖離にはいまだ納得できる理由が見つからない。

¹⁷ 州知事は中央政治につながるポストであるため、政党は知事選挙でのAAに消極的であったと言われる。Chawla, Akshi, “‘Rules Matter’: What Mexico’s Journey of Achieving Parity in Its Politics Shows the World” *Ms.*, 7/22/2021 (<https://msmagazine.com>) [2021年8月13日閲覧]

¹⁸ 2021年データではメキシコの15歳以上の女性（全女性の77%）において、これまでの人生でなんらかの暴力を受けた者は70%、心理的暴力70%、身体的暴力35%、性暴力50%にも及ぶ。“Violencia contra las mujeres en México” (inegi.org.mx) [2022年9月20日閲覧]。

おわりに

メキシコでは社会全般に広がる暴力という問題を抱えつつも、ジェンダー・パリティの実施やマイノリティ集団へのAAの適用など、社会的承認とその代表性を保証するために新たな試みが果敢に行われている。市民は事あるごとに大規模な抗議行動に訴え、選挙での競争にさらされる政党や政治家は市民の声にも耳を傾け、議会は新法制定や憲法改正に前向きである。だがメキシコで注目すべきは最高裁、国家選挙庁、本稿では触れなかった国家差別防止撤廃審議会（CONAPRED）など、独立機関の働きであろう。これらの機関が行政（とりわけ大統領権限）から自律的にそれぞれの任務を遂行し、社会の変革を促している。もっとも昨今、現大統領（MORENA）が選挙庁批判を強め、改革（と称する骨抜き）を主張しているように、独立機関が安泰というわけではない。治安は悪いがダイナミックに動いているメキシコと、かたや安全だが「伝統・文化」を口実に思考停止状態にある日本は対極的ともいえる。そして残念ながら、日本が近々現状を打破できるようには思えない。

最後に、これまで論じてきたことから少し外れるが、漠然と考えていることを述べたい。性的シティズンシップに関して同性婚を一つの到達点と捉える傾向があるが、果たしてそうなのかという疑問である。シビルユニオンや登録パートナーシップ制よりも安定的な結婚を平等の権利として認めることに異論はない。だが同性婚の場合、家父長主義的異性愛規範があてはまらない部分はあるにしても、こうした規範のうえに社会の単位として成立した婚姻とそれを軸に形成される家族という制度に、結局のところ、同性婚のような他のあり様も取り込まれてしまうことになりはしないか。そうであれば、むしろシビルユニオンのほうが多様に寛容ではないか。また、パートナーの関係性に果たして性愛は不可欠なのか。非婚者が増え家族の形態も機能も変わりつつある現在、旧来の結婚や家族に代わるもっと柔軟で包摂的な制度があってもよいのではな

いか。

そんなことに思いを巡らせていたとき、2022年5月5日付朝日新聞に折り込まれた『未来空想新聞』（2031年5月5日）に、『『トモダチ婚』誕生—広がる家族の選択肢』（取材協力早稲田大学・森山至貴准教授）という記事を見つけた。家族契約法が施行され、日本初の「友人3人（男性）での結婚」が実現したという架空の記事である。同性婚からさらに家族の解釈を広げたこの法律は、性愛に基づかない複数人のパートナーシップにも家族としての権利を認め、血縁や人数を問わず届出によって親子関係も認めるという。LGBT+の権利保障、同性婚・シビルユニオンの議論の先には、このような展開があるのかもしれない。モヤモヤが少しだけ解消される記事であった。

付記 本稿は科学研究費助成事業による研究成果の一部である（課題番号19H04371）